

野田市公告第 90 号

野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 61 年野田市条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定により、賦課対象区域を次のとおり決定する。

令和 5 年 4 月 3 日

野田市長 鈴木 有

1 賦課対象区域

(1) 野田第 1 負担区

大 字	小 字	区 分
上花輪新町		各一部
堤台	向山	

(2) 野田第 2 負担区

大 字	小 字	区 分
花井新田	上野馬込	一部

(3) 野田第 3 負担区

大 字	小 字	区 分
野田	山王山下	各一部
中野台	堀尻	
清水	三角、貝塚	
柳沢新田	畔ヶ谷、山ノ内、庚申塚	
山崎	下里、北大和田、東大和田、上宿、殿山、島、東亀山	
花井新田	野馬込	
吉春	西賤ヶ谷、東賤ヶ谷	
七光台		
尾崎	堂山、篠山	

(4) 関宿第 2 負担区

大 字	小 字	区 分
木間ヶ瀬	下新宿	一部

なお、関係図書は令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 4 月 17 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間（但し、土曜日、日曜日及び休日は除く）、野田市建設局土木部下水道課において縦覧に供する。